

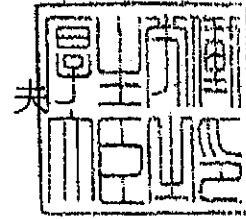
トンネルじん肺防止対策に関する合意書

- 1 国は、最新の科学的知見や技術進歩等を踏まえ、別紙のとおり、トンネル建設工事におけるじん肺対策を強化するための措置を講ずることを検討する。
- 2 国は、新たな施策の確立と実施に向けて、平成20年度からの次期粉じん障害防止総合対策を含め、トンネル建設工事におけるじん肺対策について、原告の意見を聞く場を持つ。
- 3 国は、トンネル建設工事に従事した結果、じん肺に罹患し不幸にも亡くなられた方々及びそのご遺族に対し、深く哀悼の誠をささげるとともに、じん肺患者の方々及びそのご家族に対して心からお見舞いを申し上げる。
国は、トンネル建設工事におけるじん肺防止のために、これまでもその時々
の知見等を踏まえ、必要な対策を講じ、そのつとめを果たしてきたところであるが、全国トンネルじん肺根絶訴訟を真摯に受けとめ、今後とも、労働安全衛生対策を推進する任務を踏まえ、じん肺対策の実施に努める。
- 4 原告らと国は、じん肺被害に関し、本合意書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
原告らは、全国の各裁判所に提起している国を被告とするじん肺被害に関する訴訟において、請求を放棄する。

平成19年6月18日

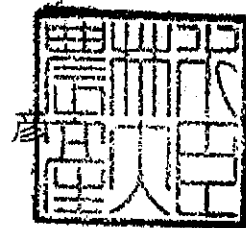
厚生労働大臣

柳 澤 伯



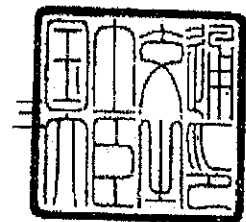
農林水産大臣

赤 城 徳



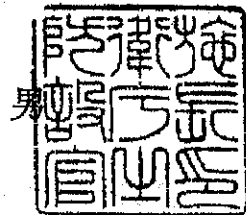
国土交通大臣

冬 柴 鐵



防衛施設庁長官

北 原 巖



全国トンネルじん肺根絶訴訟原告団団長

船 山 友



全国トンネルじん肺根絶訴訟弁護団団長

小 野 寺 利



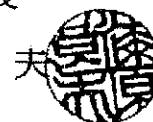
立会人 自由民主党じん肺対策議員連盟会長

逢 沢 一



立会人 公明党じん肺問題対策プロジェクトチーム座長

漆 原 良



(別紙)

(1) 粉じんを減少させるための換気等の対策について

硬岩地山用掘削機械の開発や換気装置等の近年の技術進歩などを踏まえ、トンネル建設工事における粉じんを減少させるための対策として、現行の粉じん障害防止規則を改正し、掘削作業等についても換気装置による換気等の必要な措置の実施を事業者に本年度中に義務付けることを検討し、結論を得る。

(2) 粉じん濃度測定について

イ トンネル建設工事に係る粉じん濃度測定については、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年度策定)に基づく方式が定着し、効果を上げてきていることや近年の換気装置等の技術進歩により対応策を講ずることができるようになったことを踏まえ、粉じん発生源対策及び換気対策が適切に実施されているか否かを確認するために、現行の粉じん障害防止規則を改正し、ガイドライン方式による粉じん濃度測定を事業者に本年度中に義務付けることを検討し、結論を得る。

また、ガイドラインの定める「粉じん濃度目標レベル」のあり方も検討する。

ロ 切羽付近における粉じん濃度測定については、的確かつ安全に測定できるように、個人サンプラーによる粉じん濃度測定の方法及び作業環境測定方式に準じた粉じん濃度測定の方法について、本年度中に調査、研究を開始する。調査、研究の成果を所要の検証プロセスを経たうえで、粉じん障害防止規則の改正に結びつける。

(3) 掘削作業等についての呼吸用保護具の使用について

掘削作業等については、現行の粉じん障害防止規則等の措置に加え、電動ファン付マスクの技術進歩、硬岩地山用掘削機械の開発等を踏まえ、現行の粉じん障害防止規則を改正し、呼吸用保護具を使用させることを事業者に本

年度中に義務付けることを検討し、結論を得る。

- (4) 送気マスク（エアラインマスク）等の特別の呼吸用保護具の使用について
イ トンネル建設工事のうち、コンクリート吹付け、掘削（湿式の削岩機による掘削を含む掘削全般）、ずり積みの作業については、近年の電動ファン付マスクの技術進歩を踏まえ、現行の粉じん障害防止規則を改正し、電動ファン付マスクを使用させることを事業者に本年度中に義務付けることを検討し、結論を得る。

ロ 送気マスク（エアラインマスク）については、マスクに空気を送るホースの重機への巻き込み防止対策等の進展を促しつつ、本年度中に実施に向けての検討を開始する。

- (5) 発破退避時間について

発破退避時間については、近年における発破退避の実情を把握するとともに、現行の粉じん障害防止規則を改正し、適切な発破退避時間を確保することを事業者に本年度中に義務付けることを検討し、結論を得る。

- (6) 積算基準について

労働基準法32条の規定の趣旨を踏まえ、積算基準（土木工事標準歩掛）のトンネル建設工事の掘削作業に関する記述の方法について、本年度中に見直しを検討し、結論を得る。

首相官邸における総理面談で
弁護団を代表して行なった要請について

2007年6月18日

午前 11:30~11:45

首相官邸にて

全国トンネルじん肺根絶弁護団

団長 弁護士 小野寺 利 孝

トンネルじん肺根絶弁護団の団長弁護士小野寺利孝です。

私は、この30年間、全国の弁護士たちと一緒に、じん肺患者の権利救済とじん肺根絶を目指して裁判を担ってまいりました。それだけに、安倍総理が、歴代内閣の中で初めてじん肺患者・家族を官邸に招き、このように面談されたことに対し心から敬意を表します。

今日の総理面談と午後の国と私たち原告団・弁護団とのトンネルじん肺防止対策に関する合意成立は、じん肺根絶を求める運動の歴史にしっかり刻まれるであろうと確信します。

この10年間、トンネルじん肺患者たちは、「じん肺という不治の病で苦しむのは、俺たちを最後にして欲しい。」と病気の身体を押して、文字通り生命がけで活動してきました。この熱いおもいは100万人の国民をも動かし、トンネルじん肺根絶を求める ~~525~~ 人の国会議員署名を総理宛提出するということに結実しました。 526

今日、ご列席の自民党議員連盟と公明党PTの諸先生方によるこの間の熱心なご指導と活動も、この生命がけの患者たち、そして夫たちを支える妻たちの純粋な志を受けとめてのことと伺っています。

私は、全国の弁護団を代表して総理に要請いたします。

今日を期して新たなトンネルじん肺防止施策の確立とその実施へ向けて、総理として引き続き強いリーダーシップを発揮していただきたい。

今もなお全国の粉じん職場で真面目に働く多くの労働者たちが、じん肺の危機にさらされて働いています。最古にして最大の職業病であるじん肺の根絶を安倍内閣の美しい国づくりの柱の1つにしっかりと据えていただきたいのです。

宜しくお願い致します。

以 上

声 明

私たちは、本日、国（厚労大臣、国交大臣、農水大臣、防衛施設庁長官）との間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結し、現在、東京高裁など全国4高裁（5事件）、東京地裁など全国10地裁に係属している国を被告とする全国トンネルじん肺根絶訴訟（以下、「根絶訴訟」と言う。原告数は患者単位で969名）を全面解決することを決断した。

トンネル工事の元請ゼネコンを被告とする全国トンネルじん肺訴訟（全国23の地裁・支部に提訴）で和解を成立させた元原告たちは、現在トンネル工事で働いている労働者に自分たちと同じ苦しみを味合わせたくない、そのためにはトンネルじん肺を防止するために法令を抜本的に改正するほかないと決意し、自らが再び原告となって、2002年11月22日に東京地裁、その後全国各地の裁判所に提訴した。その後、新たにじん肺を発症した患者とともに全国で闘いが進められてきた。そして、昨年7月7日東京地裁、7月13日熊本地裁、10月12日仙台地裁、本年3月28日徳島地裁、3月30日松山地裁において、トンネル工事のじん肺防止に関する国の規制権限不行使の責任を認める原告側勝訴の判決を勝ちとった。

同時に、原告たちは、病の身体を押して、家族とともに「自分たちは、金が目的ではない。」「トンネルじん肺を根絶するために、国のじん肺防止施策を抜本的に転換させたい。」との思いで、衆参国会議員の「トンネルじん肺根絶の賛同署名」（現在526名の現職国会議員が署名）や「じん肺根絶を求める100万署名」（現在101万4195筆達成）などに取り組んできた。

私たちは、判決が言い渡されるたびに、トンネル工事の発注者であり、じん肺防止の行政責任を負っている国（厚労省、国交省等）に対し、判決を真摯に受けとめ、私たちとの協議の場を設け、従前のじん肺防止対策を抜本的に見直し、粉じん則等の改正整備に着手するように要求してきた。しかし、国は、いずれも控訴し、私たちの要求を受け入れようとしなかった。

このような国の対応に対し、私たちの要求を「じん肺根絶は社会全体の共通課題」と受けとめた与党が、自民党じん肺対策議員連盟、公明党じん肺プロジェクトチームを立ち上げた。また、野党各党も私たちの要求を受けとめ支援をするという政治環境が作り上げられてきた。

国は、これまで行政の「裁量権」を楯に、じん肺防止対策の見直しを拒否してきた。しかし、じん肺根絶を求める大きな世論と、このような政治の動きの中で、国はトンネルじん肺防止の政策を抜本的に転換することを決定して、私たちとの間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結したものである。

国は、本合意書において、原告じん肺患者や遺族に「謝罪」し、トンネル工事における粉じん対策について私たちの意見を聞く場を設けると約束するとともに、根絶訴訟を真摯に受けとめ、粉じん障害防止規則を改正し、粉じん測定等を本年度中に事業者には義務付けること、トンネル工事の長時間労働を改善するため、労働基準法32条を踏まえ、土木工事積算基準の見直しを検討すること等を約束した。これはトンネルじん肺の根絶へ向けて大きく一歩を踏み出す道筋をつけたものと、高く評価をすることができる。そして、私たちは、国が私たちの要求を基本的に受け入れたことで、国を被告とする根絶訴訟では国に対する請求を放棄することを約束した。

本合意書の締結は、原告団の団結と私たちの闘いにご支援、ご尽力をいただいた多数の方々の方により勝ちとることができたものである。ここに、ご支援、ご尽力をいただいた多くの方々に心からお礼を申し上げる。

本合意書は、トンネルじん肺根絶への出発点であり、国は確実に履行する責務がある。同時に、元請ゼネコン事業者にはトンネル建設工事での万全なじん肺防止策の実行が求められている。私たちは、今後とも、公共工事であるトンネル工事で働く労働者がじん肺に罹患しないために、さらに団結を深めて奮闘する決意である。

2007年6月18日

全国トンネルじん肺根絶原告団
全国トンネルじん肺根絶原告家族会
全国トンネルじん肺根絶弁護団
全日本建設交運一般労働組合

じん肺闘争の歌

作詞：千明みつ子

全国トンネルじん肺原告家族会有志

補詞：峯 陽

作曲：峯 陽

つらくてくるしい よるがあり ささえるかぞくの 日々があり
 ゆめ-のかけはし などじゃない びょうきになるまで がんばって
 なみだのきのうに 今日がきて あたらしい明日を 切りひらく } じん
 トンネルかんづう やりとげた ほこりとゆうきと こんじょうで }
 ばいなく そう! { 手と手をつないで } じん
 { ちからをよせ あい }
 ばいなく せ! { はたらく-しよくばから
 にほん からせかいから

じん肺闘争の歌

一、辛くて苦しい夜があり
 支える家族の日々があり
 涙の昨日に今日がきて
 新しい明日を切りひらく
 じん肺なくそう! 手と手をつないで
 じん肺なくせ! 働く職場から

二、夢のかけ橋などじゃない
 病気になるまで頑張って
 トンネル貫通やり遂げた
 誇りと勇氣と根性で
 じん肺なくそう! 力を寄せあい
 じん肺なくせ! 日本から世界から